

改正案

現行

（募集の認可申請書の添付書類）

第一条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一（略）

二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「法」という。）第六条第三項の規定により優先出資を引き受ける者の募集について優先出資者総会の承認を要する場合には、その議事録（法第四十条第三項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百十九条第一項の規定により優先出資者総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面）

三 定款の規定により優先出資を引き受ける者の募集について普通出資者総会（根拠法（法第二条第三項に規定する根拠法をいう。）の規定に基づき召集される信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の総会又は総代会をいう。以下同じ。）の決議を要する場合には、その議事録

四・五（略）

（募集事項の通知等を要しない場合）

第二条 法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、金庫が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出がされている場合（当該書類に記載すべき事項が証券取引法の規定に基づき電磁的方法（法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供されている場合を含む。）とする。

一 証券取引法第四条第一項又は第二項の届出をする場合における同法第五条第一項の届出書

二 証券取引法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書及び同法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類

三 証券取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書

四 証券取引法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書

五 証券取引法第二十四条の五第四項に規定する臨時報告書

（優先出資の割当てを受ける権利の付与の認可申請書の添付書類）

第三条 令第二条に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一（略）

（優先出資の発行の認可申請書の添付書類）

第一条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一（略）

二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「法」という。）第五条第三項の規定により優先出資の発行について優先出資者総会の承認を要する場合には、その議事録

三 定款の規定により優先出資の発行について普通出資者総会の決議を要する場合には、その議事録

四・五（略）

（新設）

（優先出資引受権の付与の認可申請書の添付書類）

第二条 令第二条に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一（略）

二 法第三十二条第二号の規定により優先出資の割当てを受ける権利の付与について優先出資者総会の承認を要する場合には、その議事録（法第四十条第三項において準用する会社法第三十九条第一項の規定により優先出資者総会の決議があつたものとみなされる場合）にあつては、当該場合に該当することを証する書面）

三 定款の規定により優先出資の割当てを受ける権利の付与について普通出資者総会の決議を要する場合には、その議事録

四・五 (略)

(削る)

(銀行等)

第四条 法第九条第一項第七号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 商工組合中央金庫

二 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会

三 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号、第八十七号第一項第四号、第九十三号第一項第二号又は第九十七号第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会

四 信用協同組合又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

五 信用金庫又は信用金庫連合会

六 労働金庫又は労働金庫連合会

七 農林中央金庫

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第五条 法第九条第一項第八号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 優先出資者名簿管理人（法第二十五条第二項に規定する優先出資者名簿管理人をいう。）を置く旨の定款の定めがあるときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所

二 定款に定められた事項（法第九条第一項第一号から第七号まで及び前号に掲げる事項を除く。）であつて、当該金庫に対して募集優先出資（法第六条第一項に規定する募集優先出資をいう。第七条第二項第一号において同じ。）の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

(申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合)

第六条 法第九条第四項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、金庫が同条第一項の申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。

一 当該金庫が証券取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により

二 法第三十一条第二号の規定により優先出資引受権の付与について優先出資者総会の承認を要する場合には、その議事録

三 定款の規定により優先出資引受権の付与について普通出資者総会の決議を要する場合には、その議事録

四・五 (略)

(払込取扱金融機関の変更の認可申請書の添付書類)

第三条 令第三条に規定する主務省令で定める書類は、理由書とする。

(新設)

(新設)

(新設)

提供している場合

二 当該金庫が外国の法令に基づき目論見書その他これに相当する書面その他の資料を提供している場合

(支払を求める訴えの提起の請求方法)

第七条 法第十四条第二項において準用する会社法第八百四十七条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 被告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

2| 法第十四条第二項において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 金庫が行った調査の内容(次号の判断の基礎とした資料を含む。)

二 法第十四条第二項において準用する会社法第二百十二条第一項の義務を負う募集優先出資の引受人(次号において「請求対象者」という。)の義務の有無についての判断

三 請求対象者に義務があると判断した場合において、法第十四条第二項において準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する支払を求める訴えを提起しないときは、その理由(優先出資の消却の認可申請書の添付書類)

第八条 令第四条に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 法第三十二条第二号の規定により優先出資の消却について優先出資者総会の承認を要する場合には、その議事録(法第四十条第三項において準用する会社法第三百十九条第一項の規定により優先出資者総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面)

四・五 (略)

(優先出資の分割の認可申請書の添付書類)

第九条 令第五条に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 法第十六条第二項の規定により優先出資の分割を決議した普通出資者総会の議事録

三 法第三十二条第二号の規定により優先出資の分割について優先出資者総会の承認を要する場合には、その議事録(法第四十条第三項において準用する会社法第三百十九条第一項の規定により優先出資者総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面)

四・五 (略)

(一口に満たない優先出資の端数を処理する場合における市場価格)

第十条 法第十六条第七項において準用する会社法第二百三十四条第二項に規定する主務省

(新設)

(優先出資の消却の認可申請書の添付書類)

第四条 令第四条に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 法第三十一条第二号の規定により優先出資の消却について優先出資者総会の承認を要する場合には、その議事録

四・五 (略)

(優先出資の分割の認可申請書の添付書類)

第五条 令第五条に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 法第十六条第一項の規定により優先出資の分割を決議した普通出資者総会の議事録

三 法第三十一条第二号の規定により優先出資の分割について優先出資者総会の承認を要する場合には、その議事録

四・五 (略)

(新設)

令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する優先出資の価格とする方法とする。

一 当該優先出資を市場において行う取引によって売却する場合 当該取引によって売却する価格

二 前号に掲げる場合以外の場合 法第十六条第七項において準用する会社法第二百三十四條第二項の規定により売却する日（以下この号において「売却日」という。）における当該優先出資を取引する市場における最終の価格（当該売却日に売買取引がない場合又は当該売却日が当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格）

第十一条（略）

（優先出資者名簿記載事項の記載等の請求）

第十二条 法第二十六条において準用する会社法第三百三十三條第二項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 優先出資取得者（法第二十六条において準用する会社法第三百三十三條第一項に規定する優先出資取得者をいう。以下同じ。）が優先出資者として優先出資者名簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該優先出資取得者の取得した優先出資に係る法第二十六条において準用する会社法第三百三十三條第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

二 優先出資取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

三 優先出資取得者が一般承継により当該金庫の優先出資を取得した者である場合において、当該一般承継を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

四 優先出資取得者が当該金庫の優先出資を競売により取得した者である場合において、当該競売により取得したことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

五 優先出資取得者が優先出資証券喪失登録者（法第三十一条第二項において準用する会社法第二百二十四條第一項に規定する優先出資証券喪失登録者をいう。第十五条において同じ。）である場合において、当該優先出資取得者が法第三十一条第二項において準用する会社法第二百二十一条第四号に規定する優先出資証券喪失登録日の翌日から起算して一年を経過した日以降に、請求をしたとき（優先出資証券喪失登録が当該日前に抹消された場合を除く。）。

2| 前項の規定にかかわらず、金庫が優先出資証券発行協同組織金融機関（法第二十三條第三項に規定する優先出資証券発行協同組織金融機関をいう。）である場合には、法第二十六条において準用する会社法第三百三十三條第二項に規定する主務省令で定める場合は、優先出資取得者が優先出資証券を提示して請求をした場合とする。

第六条（略）

（新設）

(優先出資証券喪失登録請求)

第十三条 法第三十一条第二項において準用する会社法第二百二十三条の規定による請求(以下この条において「優先出資証券喪失登録請求」という。)は、この条の定めるところにより、行わなければならない。

2| 優先出資証券喪失登録請求は、優先出資証券喪失登録請求をする者(次項において「優先出資証券喪失登録請求者」という。)の氏名又は名称及び住所並びに喪失した優先出資証券の番号を明らかにしてしなければならない。

3| 優先出資証券喪失登録請求者が優先出資証券喪失登録請求をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める資料を金庫に提供しなければならない。

一| 優先出資証券登録請求者が当該優先出資証券に係る優先出資の優先出資者又は登録優先出資質権者(法第二十七条第三項において準用する会社法第四百九条第一項に規定する登録優先出資質権者をいう。)として優先出資者名簿に記載又は記録がされている者である場合 優先出資証券の喪失の事実を証する資料

二| 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる資料

イ| 優先出資証券喪失登録請求者が優先出資証券喪失登録請求に係る優先出資証券を、当該優先出資証券に係る優先出資につき法第二十五条第一項第三号の取得の日として優先出資者名簿に記載又は記録がされている日以後に所持していたことを証する資料

ロ| 優先出資証券の喪失の事実を証する資料

(優先出資証券を所持する者による抹消の申請)

第十四条 法第三十一条第二項において準用する会社法第二百二十五条第一項の規定による申請は、優先出資証券を提示し、当該申請をする者の氏名又は名称及び住所を明らかにしてしなければならない。

(優先出資証券喪失登録者による抹消の申請)

第十五条 法第三十一条第二項において準用する会社法第二百二十六条第一項の規定による申請は、当該申請をする優先出資証券喪失登録者の氏名又は名称及び住所並びに当該申請に係る優先出資証券喪失登録がされた優先出資証券の番号を明らかにしてしなければならない。

(理事等の説明義務)

第十六条 法第三十六条に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一| 優先出資者が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合(次に掲げる場合を除く。)

イ| 当該優先出資者が優先出資者総会の日より相当の期間前に当該事項を金庫に対して通知した場合

ロ| 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

二| 優先出資者が説明を求めた事項について説明をすることにより金庫その他の者(当該優

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

先出資者を除く。）の権利を侵害することとなる場合

三 優先出資者が当該優先出資者総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合

四 前三号に掲げる場合のほか、優先出資者が説明を求めた事項について説明しないことにつき正当な理由がある場合

第十七条 (略)

(議事録)

第十八条 法第三十九条第一項の規定による優先出資者総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2| 優先出資者総会の議事録は、書面又は電磁的記録（法第二十二条第一項第三号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもつて作成しなければならない。

3| 優先出資者総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 優先出資者総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は優先出資者が優先出資者総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二 優先出資者総会の議事の経過の要領及びその結果

三 優先出資者総会に出席した理事又は監事の氏名

四 優先出資者総会の議長が存するときは、議長の氏名

五 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

4| 次の各号に掲げる場合には、優先出資者総会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一 法第四十条第三項において準用する会社法第三百十九条第一項の規定により優先出資者総会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

イ 優先出資者総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

ロ イの事項の提案をした者の氏名又は名称

ハ 優先出資者総会の決議があつたものとみなされた日

ニ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

二 法第四十条第三項において準用する会社法第三百二十条の規定により優先出資者総会への報告があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

イ 優先出資者総会への報告があつたものとみなされた事項の内容

ロ 優先出資者総会への報告があつたものとみなされた日

ハ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(優先出資者総会参考書類)

第十九条 法第四十条第一項において準用する会社法第三百一条第一項又は第三百一条第一

項の規定により交付すべき優先出資者総会参考書類には、議案を記載しなければならない。優先出資者総会参考書類には、前項に定めるもののほか、優先出資者の議決権の行使につ

第七条 (略)

(新設)

(新設)

いて参考となると認める事項を記載することができる。

3| 優先出資者総会に出席しない優先出資者が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとする旨を定めた金庫が行った優先出資者総会参考書類の交付（当該交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。）は、法第四十条第一項において準用する会社法第三百一条第一項又は第三百二条第一項の規定による優先出資者総会参考書類の交付とする。

4| 理事は、優先出資者総会参考書類に記載すべき事項について、招集通知（法第三十五条第四項の規定による通知をいう。以下同じ。）を发出した日から優先出資者総会の前日までの間に修正すべき事情が生じた場合における修正後の事項を優先出資者に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

5| 同一の優先出資者総会に関して優先出資者に対して提供する優先出資者総会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項がある場合には、これらの事項は、優先出資者に対して提供する優先出資者総会参考書類に記載することを要しない。この場合においては、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項があることを明らかにしなければならない。

6| 同一の優先出資者総会に関して優先出資者に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、優先出資者総会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、優先出資者に対して提供する招集通知の内容とすることを要しない。

（優先出資者総会参考書類の記載の特則）

第二十條 優先出資者総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該優先出資者総会に係る招集通知を发出する時から当該優先出資者総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により優先出資者が提供を受けることができる状態に置く措置（第二十五条第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した優先出資者総会参考書類を優先出資者に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一 議案

二 次項の規定により優先出資者総会参考書類に記載すべき事項

三 優先出資者総会参考書類に記載すべき事項（前号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監事が異議を述べている場合における当該事項

2| 前項の場合には、優先出資者に対して提供する優先出資者総会参考書類に、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をイン

（新設）

ターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを記載しなければならない。

(議決権行使書面)

第二十一条 法第四十条第一項において準用する会社法第三百一条第一項の規定により記載すべき事項又は法第四十条第一項において準用する会社法第三百二条第三項若しくは第四項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面(法第四十条第一項において準用する会社法第三百一条第一項に規定する議決権行使書面をいう。以下この条において同じ。)に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 各議案についての賛否(棄権の欄を設ける場合にあつては、棄権を含む。)を記載する欄

二 第一号の欄に記載がない議決権行使書面が金庫に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いについての定めがあるときは、当該取扱いの内容

三 一の優先出資者が同一の議案につき法第四十条第二項において準用する会社法第三百一条第一項又は第三百二条第一項の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該優先出資者の議決権の行使の取扱いに関する事項についての定めがあるときは、当該事項

四 議決権の行使の期限

五 議決権を行使すべき優先出資者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数

2| 書面による招集通知の発出に代えて電磁的方法により通知を発することについての承諾をした優先出資者の請求があつた時に、当該優先出資者に対して、議決権行使書面の交付(当該交付に代えて行う法第四十条第一項において準用する会社法第三百一条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。以下この条において同じ。)をすることとする旨の定めがある場合には、金庫は、当該承諾をした優先出資者の請求があつた時に、当該優先出資者に対して議決権行使書面の交付をしなければならない。

3| 同一の優先出資者総会に関して優先出資者に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。

4| 同一の優先出資者総会に関して優先出資者に対して提供する議決権行使書面に記載すべき事項(第一項第二号から第四号までに掲げる事項に限る。)のうち、招集通知の内容としてある事項がある場合には、当該事項は、議決権行使書面に記載することを要しない。

(議決権の行使の期限等)

第二十二条 法第四十条第二項において準用する会社法第三百一条第一項に規定する主務

(新設)

(新設)

省令で定める時は、優先出資者総会の日時の直前の業務取扱時間の終了時（当該事項についての定款の定めがある場合にあっては定款に定めた時）とする。

2] 法第四十条第二項において準用する会社法第三百十二条第一項に規定する主務省令で定める時は、優先出資者総会の日時の直前の業務取扱時間の終了時（当該事項についての定款の定めがある場合にあっては定款に定めた時）とする。

（報酬等の額の算定方法）

第二十三条 法第四十一条第四項に規定する主務省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 役員等（法第四十一条第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等が当該金庫の支配人その他の職員を兼ねている場合における当該支配人その他の職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として金庫から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（法第四十一条第四項の優先出資者総会の決議を行った日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ごとの合計額のうち最も高い額

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ 次に掲げる額の合計額

(1) 当該役員等が当該金庫から受けた退職慰労金の額

(2) 当該役員等が当該金庫の支配人その他の職員を兼ねていた場合における当該支配人その他の職員としての退職手当のうち当該役員等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

(3) (1)又は(2)に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額

ロ 当該役員等がその職に就いていた年数（当該役員等が次に掲げる者に該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数）

(1) 代表理事 六

(2) 代表理事以外の理事（会員外理事等（法第四十一条第四項第二号に規定する会員外理事等をいう。(3)において同じ。)を除く。) 四

(3) 会員外理事、監事、会計監査人 二

2] 法第四十一条第八項に規定する内閣府令で定める財産上の利益とは、次に掲げるものとする。

一 退職慰労金

二 当該役員等が当該金庫の支配人その他の職員を兼ねていたときは、当該支配人その他の職員としての退職手当のうち当該役員等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分

三 前二号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

（資本準備金を資本金として計上する場合の認可申請書の添付書類）

第二十四条 令第十条に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

（新設）

（資本準備金の資本組入れの認可申請書の添付書類）

第八条 令第九条に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一・二 (略)
- 三 定款の規定により資本準備金の額の減少によつてする資本金の額の増加について普通出資者総会の決議を要する場合には、その議事録

四 (略)

(電磁的方法)

第二十五条 法第九条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2] 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(電磁的記録)

第二十六条 法第二十二條第一項第三号に規定する主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。

(電磁的記録に記録された事項の提供)

第二十七条 法第二十二條第一項第四号に規定する主務省令で定める方法は、電磁的方法のうち、金庫が定める方法とする。

(電子署名)

第二十八条 次に掲げる規定に規定する主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

一 法第二十六条において準用する会社法第二百一十二条第三項

二 法第二十七条第三項において準用する会社法第四百九条第三項

2] 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

- 一・二 (略)
- 三 定款の規定により資本準備金の資本組入れについて普通出資者総会の決議を要する場合には、その議事録

四 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第二十九条 次に掲げる規定に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

- 一 法第二十二條第一項第三号、第二項第一号及び第三項第三号
 - 二 法第二十六條において準用する会社法第百二十五條第二項第二号
 - 三 法第三十一條第二項において準用する会社法第百三十一條第二項第一号
 - 四 法第三十九條第四項第二号
 - 五 法第四十條第二項において準用する会社法第百十條第七項第二号
 - 六 法第四十條第二項において準用する会社法第百十二條第五項
 - 七 法第四十條第三項において準用する会社法第百十九條第三項第一号
- (電磁的記録の備置きに関する特則)

第三十條 法第三十九條第三項に規定する主務省令で定めるものは、金庫の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて金庫の主たる事務所又は従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令に係る電磁的方法)

第三十一條 令第三條第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの
 - イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
 - (1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - (2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 - ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 二 ファイルへの記録の方式

第三十二條 (略)

(予備審査等)

第三十三條 金庫は、法の規定による認可を受けようとするときは、当該認可の申請をする際

(新設)

(新設)

(新設)

第九条 (略)

(予備審査等)

第十条 信用金庫又は信用金庫連合会(以下「金庫」と総称する。)は、法の規定による認可

に金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

2
(略)

第三十四条 (略)

を受けようとするときは、当該認可の申請をする際に金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

2
(略)

第十一条 (略)